

議員提出議案第 4 号

都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅（UR賃貸住宅）は、いわゆる住宅セーフティネット法において「公的賃貸住宅」と位置付けられ、低額所得者、高齢者、子どもを育成する家庭等の居住の安定という住宅のセーフティネットとしての役割が求められています。

また、平成15年の独立行政法人都市再生機構法の制定時には、衆参両院の国土交通委員会において、居住者の居住の安定を図ること、家賃の設定及び変更に際して、居住者への過大な負担とならないよう配慮を求めること等の附帯決議が付されています。

本市におけるUR賃貸住宅は30団地を超え、総戸数8,000戸に上っており、多くの高齢者世帯、子育て世帯が居住する地域コミュニティを形成するとともに、重要な住宅セーフティネットの役割を担っています。

以上のことから、国及び機構においては、UR賃貸住宅に住む市民の生活の安定と福祉の増進のために適切な措置を講じられるよう、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 UR賃貸住宅については、低額所得者・高齢者向けの公的賃貸住宅として、居住者の居住の安心と安定を図る政策を明確にすること。
- 2 UR賃貸住宅において、長期的に良好な地域コミュニティの維持・形成が図られるよう適切な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月25日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	細川邦子
	同	日浦田明
	同	山崎章
	同	松本敏雄
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	高柳俊哉

同	輿	水	恵	一
同	神	田	義	行
同	関	根	隆	俊
同	長谷川	浄	意	